

厚岸町特定個人情報保護条例施行規則をここに公布する。

平成27年9月25日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町特定個人情報保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚岸町特定個人情報保護条例（平成27年厚岸町条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書)

第2条 条例第12条第1項の開示請求書は、保有特定個人情報開示請求書（別記様式第1号）とする。

(開示請求における本人確認手続等)

第3条 条例第11条第1項の規定による開示請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

(1) 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため実施機関が適当と認める書類

2 開示請求書を実施機関に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を実施機関に提出すれば足りる。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして実施機関が適当と認める書類であつて、開示請求をする日前30日以内に作成されたもの
3. 条例第11条第2項の規定により代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他代理人の資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。
 4. 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有特定個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開示請求をした実施機関に届け出なければならない。
 5. 前項の規定による届出があつた場合において、当該代理人が法定代理人であるときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（保有特定個人情報開示決定通知書等）

第4条 条例第17条第1項の規定による通知は、保有特定個人情報開示決定通知書（別記様式第2号）により行う。

2. 開示請求書に求める開示の実施方法が記載されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、条例第17条第1項の規定による通知は、保有特定個人情報開示決定通知書（別記様式第3号）により行う。

3. 前2項の規定にかかわらず、開示請求に係る保有特定個人情報の一部を開示する場合にあっては、条例第17条第1項の規定による通知は、保有特定個人情報（一部）開示決定通知書（別記様式第4号（開示請求書に求める開示の実施方法が記載されている場合には保有特定個人情報（一部）開示決定通知書（別記様式第5号））により行う。

4. 条例第17条第2項の規定による通知は、保有特定個人情報不開示決定通知書（別記様式第6号）により行う。

（開示決定等に要する期間延長決定通知書）

第5条 条例第18条第2項の規定による通知は、開示決定等に要する期間延長決定通知書（別記様式第7号）により行う。

（開示決定等の期限の特例適用通知書）

第6条 条例第19条の規定による通知は、開示決定等の期限の特例適用通知書（別記様式第8号）により行う。

(開示の請求に対する第三者の意見聴取)

第7条 条例第20条第1項又は第2項の規定による通知は、保有特定個人情報の開示請求に係る意見聴取依頼書(別記様式第9号)により行う。

2 実施機関は、前項の通知をするに当たっては、開示請求に係る保有特定個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(開示の実施)

第8条 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第21条第1項の規則で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。)に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付

(3) 電磁的記録(前2号又は次号に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であつて、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を日本工業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付(エに掲げる方法に該当するものを除く。)

エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

オ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。)又は光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付

(4) 電磁的記録（前号オに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。） 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 前号アからウまでに掲げる方法

イ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ（日本工業規格X6103、X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。）に複写したものの交付

ウ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6123、X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。）に複写したものの交付

エ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。）に複写したものの交付

オ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6127、X6129、X6130又はX6137に適合するものに限る。）に複写したものの交付

2 条例第21条第2項の規定による申出は、保有特定個人情報の開示の実施方法等申出書（別記様式第10号）により行う。

3 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有特定個人情報の開示を実施することができる旨の条例第17条第1項の規定による通知があった場合において、開示の実施の方法を変更しないときは、条例第21条第2項の規定による申出は、することを要しない。

（写しの交付の額）

第9条 条例第22条第2項の規定により開示請求者が負担する費用は、実費に相当する額とする。

（訂正請求書）

第10条 条例第24条第1項の訂正請求書は、保有特定個人情報訂正請求書（別記様式第11号）とする。

（訂正請求に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用）

第11条 第3条（第4項及び第5項を除く。）の規定は、条例第23条第1項の規定に

よる訂正請求について準用する。この場合において、第3条第3項中「第11条第2項」とあるのは「第23条第2項」と読み替えるものとする。

(保有特定個人情報訂正決定通知書等)

第12条 条例第26条第1項の規定による通知は、保有特定個人情報訂正決定通知書(別記様式第12号)により行う。

2 条例第26条第2項の規定による通知は、保有特定個人情報不訂正決定通知書(別記様式第13号)により行う。

(訂正決定等に要する期間延長決定通知書)

第13条 条例第27条第2項の規定による通知は、訂正決定等に要する期間延長決定通知書(別記様式第14号)により行う。

(訂正決定等の期限の特例適用通知書)

第14条 条例第28条の規定による通知は、訂正決定等の期限の特例適用通知書(別記様式第15号)により行う。

(利用停止請求書)

第15条 条例第31条第1項の利用停止請求書は、保有特定個人情報利用停止請求書(別記様式第16号)とする。

(利用停止請求に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用)

第16条 第3条(第4項及び第5項を除く。)の規定は、条例第30条第1項の規定による利用停止請求について準用する。この場合において、第3条第3項中「第11条第2項」とあるのは「第30条第2項」と読み替えるものとする。

(保有特定個人情報利用停止決定通知書等)

第17条 条例第33条第1項の規定による通知は、保有特定個人情報利用停止決定通知書(別記様式第17号)により行う。

2 条例第33条第2項の規定による通知は、保有特定個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書(別記様式第18号)により行う。

(利用停止決定等に要する期間延長決定通知書)

第18条 条例第34条第2項の規定による通知は、利用停止決定等に要する期間延長決定通知書(別記様式第19号)により行う。

(利用停止決定等の期限の特例適用通知書)

第19条 条例第35条の規定による通知は、利用停止決定等の期限の特例適用通知書(別記様式第20号)により行う。

(運用状況の公表)

第20条 条例第43条の規定による運用状況の公表は、年度ごとの特定個人情報の開示請求件数、訂正請求件数、利用停止請求件数その他必要な事項について、町の広報誌への掲載により行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年10月5日から施行する。

(厚岸町行政組織規則の一部改正)

- 2 厚岸町行政組織規則(平成11年厚岸町規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表第1 総務課の部広報情報係の項第13号中「個人情報保護」の次に「及び特定個人情報保護」を加える。

別記様式第1号（第2条関係）

保有特定個人情報開示請求書

年 月 日

（実施機関）

様

（請求者）

本 人	住所又は居所	
	氏名（ふりがな）	
	連 絡 先	
代理人	住所又は居所	
	氏名（ふりがな）	
	連 絡 先	

厚岸町特定個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり保有特定個人情報の開示を請求します。

開示を請求する 保有特定個人情報	（具体的に特定してください。）
求める開示の 実施方法等	☐ 事務所における開示の実施 <実施の方法> ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ その他（ ） <実施の希望日> 年 月 日 ☐ 写しの送付
代理人の区分	☐ 法定代理人（ ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人（ ） ☐ その他の代理人（ ）
※請求者（本人） の確認	☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ 健康保険の被保険者証 ☐ 住民基本台帳カード ☐ 在留カード ☐ 特別永住者証明書 ☐ その他（ ）
※請求者（代理人） の確認	☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ 健康保険の被保険者証 ☐ 住民基本台帳カード ☐ 在留カード ☐ 特別永住者証明書 ☐ その他（ ）
※本人と代理人と の関係確認	☐ 戸籍謄本 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）

※が付された欄は、記入しないでください。

別記様式第2号（第4条関係）

保有特定個人情報開示決定通知書

年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の開示について、次のとおり開示することを決定しましたので、厚岸町特定個人情報保護条例第17条第1項の規定に基づき、通知します。

開示請求に係る 保有特定個人情報 の 内 容	
利 用 目 的	☐ 利用目的は次のとおりです。 ☐ 厚岸町特定個人情報保護条例第5条（ ☐ 第2号・ ☐ 第3号）に該当するため、同条例第17条第1項ただし書の規定に基づき、利用目的は通知しません。
求めることができる 開示の実施方法	☐ 事務所における開示の実施 ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ その他 ☐ 写しの送付
事務所における 開示を実施することが できる日時・場所	・ 年 月 日 午前・午後 時 分 ・ 年 月 日 午前・午後 時 分 ・ 場所（ ）
写しの送付の方法 による開示の場合に 準備に要する日数	日
写しの送付に 要する費用	円
問 い 合 わ せ 先 （担 当 課）	課 係 電話

※ 事務所における開示の実施を求める場合には、保有特定個人情報の開示の実施方法等申出書（別記様式第10号）「3 開示の実施を希望する日」欄に上記日時の中から希望する日時を選択して記載してください。

別記様式第3号（第4条関係）

保有特定個人情報開示決定通知書

年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の開示について、次のとおり開示することを決定しましたので、厚岸町特定個人情報保護条例第17条第1項の規定に基づき、通知します。

開示請求に係る 保有特定個人情報 の 内 容	
利 用 目 的	☐ 利用目的は次のとおりです。 ☐ 厚岸町特定個人情報保護条例第5条（ ☐ 第2号・ ☐ 第3号）に該当するため、同条例第17条第1項ただし書の規定に基づき、利用目的は通知しません。
開示請求書に記載 された求める開示 の 実 施 方 法	☐ 事務所における開示の実施 <実施の方法> ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ その他) (<実施の希望日> 年 月 日 ☐ 写しの送付
開示請求書に記載 された実施方法に よる開示の可否	☐ 可能 ☐ 不可能
求めることができる 開示の実施方法	☐ 事務所における開示の実施 ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ その他) (☐ 写しの送付
事務所における 開示を実施すること ができる日時・場所	・ 年 月 日 午前・午後 時 分 ・ 年 月 日 午前・午後 時 分 ・ 場所 ()
写しの送付の方法 による開示の場合に 準備に要する日数	日
写しの送付に 要する費用	円
問 い 合 わ せ 先 (担 当 課)	課 係 電話

※ 事務所における開示の実施を求める場合には、保有特定個人情報の開示の実施方法等申出書（別記様式第10号）「3 開示の実施を希望する日」欄に上記日時の中から希望する日時を選択して記載してください。

別記様式第4号(第4条関係)

保有特定個人情報(一部)開示決定通知書

年 月 日

様

(実施機関)

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の開示について、次のとおり開示するかどうかを決定しましたので、厚岸町特定個人情報保護条例第17条第1項の規定に基づき、通知します。ただし、開示請求に係る保有特定個人情報には、開示しない部分があることを了承ください。処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚岸町長に対して不服申立てをすることができます。また、この決定については、この決定があったことを知った日(上記不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する決定又は裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示請求に係る 保有特定個人情報 の 内 容		
開示しない部分 及 び 理 由	開示しない 部分の概要	
	開示しない 理 由	厚岸町特定個人情報保護条例 第 条第 号 該当のため (具体的理由)
利 用 目 的	☐ 利用目的は次のとおりです。 ☐ 厚岸町特定個人情報保護条例第5条(□第2号・□第3号)に該当するため、同条例第17条第1項ただし書の規定に基づき、利用目的は通知しません。	
求めることができる 開示の実施方法	☐ 事務所における開示の実施 ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ その他 ☐ 写しの送付	
事務所における 開示を実施することが できる日時・場所	・ 年 月 日 午前・午後 時 分 ・ 年 月 日 午前・午後 時 分 ・ 場所 ()	
写しの送付の方法 による開示の場合に 準備に要する日数	日	
写 し の 送 付 に 要 す る 費 用	円	
問 い 合 わ せ 先 (担 当 課)	課 係 電話	

※ 事務所における開示の実施を求める場合には、保有特定個人情報の開示の実施方法等申出書(別記様式第10号)「3 開示の実施を希望する日」欄に上記日時の中から希望する日時を選択して記載してください。

別記様式第5号(第4条関係)

保有特定個人情報(一部)開示決定通知書

年 月 日

様

(実施機関)

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の開示について、次のとおり開示することを決定しましたので、厚岸町特定個人情報保護条例第17条第1項の規定に基づき、通知します。ただし、開示請求に係る保有特定個人情報には、開示をしない部分があることを了承ください。

なお、この決定に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚岸町長に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定については、この決定があったことを知った日(上記不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する決定又は裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示請求に係る保有特定個人情報の内 容			
開示しない部分及び理由	開示しない部分の概要		
	開示しない理由	厚岸町特定個人情報保護条例第 条第 号 該当のため(具体的理由)	
利 用 目 的	☐ 利用目的は次のとおりです。 ☐ 厚岸町特定個人情報保護条例第5条(☐ 第2号・ ☐ 第3号)に該当するため、同条例第17条第1項ただし書の規定に基づき、利用目的は通知しません。		
開示請求書に記載された求める開示の実施方法	☐ 事務所における開示の実施 <実施の方法> ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ その他) (<実施の希望日> 年 月 日 ☐ 写しの送付		
開示請求書に記載された実施方法による開示の可否	☐ 可能 ☐ 不可能		
求めることができる開示の実施方法	☐ 事務所における開示の実施 ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ その他) (☐ 写しの送付		
事務所における開示を実施することができる日時・場所	・ 年 月 日 午前・午後 時 分 ・ 年 月 日 午前・午後 時 分 ・ 場所 ()		
写しの送付の方法による開示の場合に準備に要する日数	日		
写しの送付に要する費用	円		
問い合わせ先(担当課)	課 係 電話		

※ 事務所における開示の実施を求める場合には、保有特定個人情報の開示の実施方法等申出書(別記様式第10号)「3 開示の実施を希望する日」欄に上記日時の中から希望する日時を選択して記載してください。

別記様式第6号（第4条関係）

保有特定個人情報不開示決定通知書

年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の開示について、次のとおり不開示とすることを決定しましたので、厚岸町特定個人情報保護条例第17条第2項の規定に基づき、通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚岸町長に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定については、この決定があったことを知った日（上記不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する決定又は裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示請求に係る 保有特定個人情報 の 内 容	
不開示（開示を しないこと）とする 理 由	
問 い 合 わ せ 先 （担 当 課）	課 係 電 話

別記様式第7号（第5条関係）

開示決定等に要する期間延長決定通知書

年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の開示について、次の理由により、厚岸町特定個人情報保護条例第18条第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができませんので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり通知します。

なお、開示又は不開示の決定を行ったときは、通知します。

開示請求に係る 保有特定個人情報 の 内 容	
期 間 を 延 長 す る 理 由	
延 長 す る 期 間	日間
延長後の開示又は 不開示の決定を 行 う 期 限	年 月 日
問 い 合 わ せ 先 (担 当 課)	課 係 電話

別記様式第8号（第6条関係）

開示決定等の期限の特例適用通知書

年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の開示について、開示請求に係る保有特定個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため、厚岸町特定個人情報保護条例第19条の規定に基づき、次のとおり通知します。

開示請求に係る 保有特定個人情報 の 内 容	
開示請求から 60日以内に開示 決定等をする 保有特定個人情報	
残りの保有特定個人 情報について開示 決定等をする期限	年 月 日
問 い 合 わ せ 先 (担 当 課)	課 係 電話

別記様式第9号（第7条関係）

保有特定個人情報の開示請求に係る意見聴取依頼書

年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで厚岸町特定個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき開示請求があった保有特定個人情報においては、
に
関する次の情報が記録されています。

つきましては、同条例第20条（☐第1項・☐第2項第1号・☐第2項第2号）に基づき、保有特定個人情報を開示した場合の問題点等について意見を伺いますので、別紙「保有特定個人情報の開示に関する意見書」に意見を記入の上、
に
対し、年 月 日までに回答してください。

記録されている 情報の概要	
条例第20条第2項 第1号又は第2号 に該当する理由	
問い合わせ先 （担当課）	課 係 電話

(別紙)

保有特定個人情報の開示に関する意見書

年 月 日

(実施機関)

様

氏 名

年 月 日付けで依頼のあった件について、次のとおり回答します。

保有特定個人情報の開示に対する意見（開示した場合の問題点等）

別記様式第10号（第8条関係）

保有特定個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

（実施機関）

様

（請求者）

本人	住所又は居所	
	氏名（ふりがな）	
	連絡先	
代理人	住所又は居所	
	氏名（ふりがな）	
	連絡先	

厚岸町特定個人情報保護条例第21条第2項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

記

1 保有特定個人情報開示決定通知書の文書番号及び日付

（1）文書番号：

（2）日 付： 年 月 日

2 求める開示の実施方法

開示決定に係る保有 特定個人情報の名称等	種類・量	開示の実施方法
		☐ 事務所における開示の実施 ☐ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部 () ☐ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部 ()
		☐ 写しの送付 ※写しの送付を希望する場合は、 円分の郵便切手を同封してください。

3 開示の実施を希望する日（事務所における開示を希望する場合に記入してください。）

年 月 日 午前・午後 時

別記様式第11号（第10条関係）

保有特定個人情報訂正請求書

年 月 日

（実施機関）

様

（請求者）

本人	住所又は居所	
	氏名（ふりがな）	
	連絡先	
代理人	住所又は居所	
	氏名（ふりがな）	
	連絡先	

厚岸町特定個人情報保護条例第23条第1項の規定に基づき、次のとおり保有特定個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有特定個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
開示決定に基づく開示を受けた保有特定個人情報	開示決定通知書の文書番号（ 開示決定に基づき開示を受けた保有特定個人情報の名称等 ）	
訂正請求の趣旨及び理由	趣旨	
	理由	
代理人の区分	☐ 法定代理人（ ☐ 未成年者（ ☐ 成年被後見人） ） ☐ その他の代理人（ ）	
※請求者（本人）の確認	☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ 健康保険の被保険者証 ☐ 住民基本台帳カード ☐ 在留カード ☐ 特別永住者証明書 ☐ その他（ ）	
※請求者（代理人）の確認	☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ 健康保険の被保険者証 ☐ 住民基本台帳カード ☐ 在留カード ☐ 特別永住者証明書 ☐ その他（ ）	
※本人と代理人との関係確認	☐ 戸籍謄本 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）	

※が付された欄は、記入しないでください。

別記様式第12号（第12条関係）

保有特定個人情報訂正決定通知書

年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の訂正について、次のとおり訂正することを決定しましたので、厚岸町特定個人情報保護条例第26条第1項の規定に基づき、通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚岸町長に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定については、この決定があったことを知った日（上記不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する決定又は裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

訂正請求に係る 保有特定個人情報 の 内 容	
訂 正 を す る 保有特定個人情報 の内容及び理由	
訂 正 年 月 日	年 月 日
問 い 合 わ せ 先 (担 当 課)	課 係 電話

別記様式第13号（第12条関係）

保有特定個人情報不訂正決定通知書

年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の訂正について、次のとおり訂正しないことを決定しましたので、厚岸町特定個人情報保護条例第26条第2項の規定に基づき、通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚岸町長に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定については、この決定があったことを知った日（上記不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する決定又は裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

訂正請求に係る 保有特定個人情報 の 内 容	
訂正をしない理由	
問 い 合 わ せ 先 (担 当 課)	課 係 電 話

別記様式第14号（第13条関係）

訂正決定等に要する期間延長決定通知書

年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の訂正について、次の理由により、厚岸町特定個人情報保護条例第27条第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができませんので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり通知します。

なお、訂正又は不訂正の決定を行ったときは、通知します。

訂正請求に係る 保有特定個人情報 の 内 容	
期 間 を 延 長 す る 理 由	
延 長 す る 期 間	日間
延長後の訂正又は 不訂正の決定を 行 う 期 限	年 月 日
問 い 合 わ せ 先 (担 当 課)	課 係 電話

別記様式第15号（第14条関係）

訂正決定等の期限の特例適用通知書

年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の訂正について、訂正決定等に特に長期間を要するため、厚岸町特定個人情報保護条例第28条の規定に基づき、次のとおり通知します。

訂正決定等に 特に長期間を 要する理由	
訂正決定等を する期限	年 月 日
問い合わせ先 （担当課）	課 係 電話

保有特定個人情報利用停止請求書

年 月 日

(実施機関)

様

(請求者)

本人	住所又は居所	
	氏名(ふりがな)	
	連絡先	
代理人	住所又は居所	
	氏名(ふりがな)	
	連絡先	

厚岸町特定個人情報保護条例第30条第1項の規定に基づき、次のとおり保有特定個人情報の利用停止を請求します。

利用停止に係る 保有特定個人情報の 開示を受けた日	年 月 日	
開示決定に基づく 開示を受けた 保有特定個人情報	開示決定通知書の文書番号 () 開示決定に基づき開示を受けた保有特定個人情報の名称等 ()	
利用停止請求の 趣旨及び理由	趣旨	☐ 利用の停止 ☐ 消去 ☐ 提供の停止
	理由	
代理人の区分	☐ 法定代理人 (☐ 未成年者 () 年 月 日生) ☐ 成年被後見人 () ☐ その他の代理人 ()	
※請求者(本人) の確認	☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ 健康保険の被保険者証 ☐ 住民基本台帳カード ☐ 在留カード ☐ 特別永住者証明書 ☐ その他 ()	
※請求者(代理人) の確認	☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ 健康保険の被保険者証 ☐ 住民基本台帳カード ☐ 在留カード ☐ 特別永住者証明書 ☐ その他 ()	
※本人と代理人と の関係確認	☐ 戸籍謄本 ☐ 委任状 ☐ その他 ()	

※が付された欄は、記入しないでください。

別記様式第17号（第17条関係）

保有特定個人情報利用停止決定通知書

年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の利用停止について、次のとおり利用停止することを決定しましたので、厚岸町特定個人情報保護条例第33条第1項の規定に基づき、通知します。

利用停止請求に係る 保有特定個人情報 の 内 容	
利用停止の方法	☐ 利用の停止 ☐ 消去 ☐ 提供の停止
利用停止年月日	年 月 日
問い合わせ先 （担 当 課）	課 係 電話

別記様式第18号（第17条関係）

保有特定個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の利用停止（☐利用の停止・☐消去・☐提供の停止）について、次のとおり利用停止しないことを決定しましたので、厚岸町特定個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚岸町長に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定については、この決定があったことを知った日（上記不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する決定又は裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

利用停止請求に係る 保有特定個人情報 の 内 容	
利用停止しない理由	
問 い 合 わ せ 先 (担 当 課)	課 係 電 話

別記様式第19号（第18条関係）

利用停止決定等に要する期間延長決定通知書

年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の利用停止について、事務処理上の困難その他正当な理由があるため、厚岸町特定個人情報保護条例第34条第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができませんので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり通知します。

なお、利用停止決定等を行ったときは、通知します。

利用停止請求に係る 保有特定個人情報 の 内 容	
期 間 を 延 長 す る 理 由	
延 長 す る 期 間	日間
延長後の利用停止 決定等を行う期限	年 月 日
問 い 合 わ せ 先 (担 当 課)	課 係 電話

別記様式第20号（第19条関係）

利用停止決定等の期限の特例適用通知書

年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の利用停止について、利用停止決定等に特に長期間を要するため、厚岸町特定個人情報保護条例第35条の規定に基づき、次のとおり通知します。

利用停止決定等に 特に長期間を 要する理由	
利用停止決定等を する期限	年 月 日
問い合わせ先 （担当課）	課 係 電話